

2016年3月16日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

[住 所] 〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-6F  
[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会  
[代表者名] 事務局長 佐々木 滋  
[連 絡 先] 電話番号 045-201-3900

## 後期高齢者の負担軽減と神奈川県後期高齢者医療広域連合議会での口頭意見陳述を求める陳情

### 【陳情趣旨】

(1) 後期高齢者医療制度における高齢者負担率は 10.99%になると見込まれており、前回算定時の 10.73% (平成 26・27 年度) から 0.26 ポイントの上昇です。国は制度施行当初は公費 5 割、現役世代からの支援金 4 割、後期高齢者の保険料負担は 1 割と説明していましたが、高齢者負担率の推移をみると当初の 10%から年々引き上がっています。

また、神奈川の保険料率は制度施行当初は所得割率 7.45%、均等割額 39,860 円でしたが、医療費が増加していることもあり、次期保険料率は所得割率 8.66% (当初比 1.21 ポイント増)、均等割額 43,429 円 (当初比 3,569 円増) とすることが検討されています。実施されれば施行時と比べて所得割率は 16.2%増、均等割額は 9%増となります。

高齢者の負担軽減が求められており、剰余金の活用や財政安定化基金の新たな積立を控えるなどの神奈川県後期高齢者医療広域連合 (以下「県広域連合」) 独自の保険料抑制に向けた措置以外に、高齢者負担率を少なくとも 10%に戻すよう国庫負担の増額を求めることが必要です。

(2) 後期高齢者の保険料軽減特例措置は、2017 年度から原則的に本則に戻すとされました。国は特例軽減の廃止にあたり激変緩和措置を導入する意向ですが、低所得者の大幅な負担増を招くものであり、他県の広域連合議会は国に継続を求める意見書を提出しています。

前項のとおり保険料は所得割率も均等割額も引き上がっており、加えて介護保険料の引き上げ、年金給付の削減、消費税率の引き上げなど、後期高齢者の生活環境は厳しいと言わざるを得ません。保険料軽減特例は継続すべきと考えます。

(3) 県広域連合では医療費適正化事業を推進していますが、医療費抑制のためには本来的には健康な高齢者を増やすことが大事です。県広域連合は新たに 75 歳となる方を対象に歯科健診を実施しましたが、対象をさらに広げることと合わせ、健康診査以外にも健康増進事業を実施することが医療費抑制に大きく資すると考えます。

(4) 請願や陳情の審査において提出者の意見を直接聞く機会を設けることは、提出者には請願書や陳情書という限られた紙面での内容を口頭で補い、より適切に伝える機会となります。

現状では議会運営委員会の審査において、提出者の意見を直接聞く機会はありません。口頭意見陳述の機会を設けることは、議会運営委員会にとっても有効な情報になると考えます。

以上のことより、次の事項を実現していただきますよう陳情いたします。

### 【陳情事項】

- 一、高齢者負担率を少なくとも 10%に抑制するよう、国に求めていただくこと。あらゆる措置を講じ、保険料の引き下げを図っていただくこと。
- 二、保険料軽減特例措置の継続を図っていただくこと。
- 三、市町村とも連携し、健康診査以外にも健康増進事業を実施していただくこと。
- 四、議会運営委員会において、請願・陳情提出者の口頭意見陳述の機会を設けていただくこと。

以上